破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第３６５号

岐阜市柳津町北塚５丁目24番地１（シェラトン広瀬　３Ｄ号室）

債務者　林　智恵子

1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端元　博保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３６６号

岐阜市柳津町北塚５丁目24番地１（シェラトン広瀬　３Ｄ号室）

債務者　林　　幹雄

1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端元　博保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３９号

静岡県菊川市下平川1254番地　メゾンシャンティＢ－102（旧住所静岡県菊川市棚草29番地の７、静岡県菊川市丹野974番地の16）

債務者　仲川　恵里

1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第４６０号

愛知県岡崎市宇頭町字池下２番地40　パパノエール　201

債務者　宇草　泰隆

1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　克俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１３１号

札幌市豊平区月寒東４条８丁目３番24号コーポ開成Ａ－102号

債務者　平岡　芳枝

1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２７号

金沢市古府町南299番地　ビーライン秋桜103号

債務者　村崎　直樹

1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春野しおり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３８号

宮崎県児湯郡川南町大字川南922番地４

債務者　杉尾　愛美

1　決定年月日時　平成30年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６６号

広島県尾道市向島町843番地19

債務者　樋口　真司

1　決定年月日時　平成30年２月23日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成廣　貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第２７号

長野市松代町豊栄6274番地１

債務者　大久保勇佑

1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山際　悟郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２５４号

横浜市中区花咲町１丁目４番地　ベルメゾン桜木512号室

債務者　菊地　一樹

1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永合　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５号

富山県射水市北野1668番地６、前住所富山県射水市太閤山10丁目５番地　県営住宅44－203

債務者　臼井　直樹

1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小股　清香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第２２９号

山形市成沢西４丁目11番14号

債務者　逵　幸三郎

1　決定年月日時　平成30年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５号

宮崎市下北方町新地830番地　フラワーマンション神宮北504号

債務者　緒方　健悟

1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯治　克治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３号

長野県諏訪市上川３丁目2315番地２

債務者　南山　健太

1　決定年月日時　平成30年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　直哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第２２号

千葉県松戸市栄町５－365－１　ディアコート306号室、住民票上の住所事務所埼玉県吉川市大字川藤3283番地

債務者　フジ歯科医院こと　藤田　秀彦

1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保村康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４号

富山県魚津市本町２丁目１番５号、前住所富山県魚津市大光寺1894番地１

債務者　大西　晶也

1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　美谷　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
富山地方裁判所魚津支部